

令和2年第4回東広島市議会定例会

# 提 出 議 案 説 明 書

令和2年12月

目 次

議案第 2 1 2 号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について…………… 1 (総務部職員課)
議案第 2 1 3 号	財産の取得について…………… 2 (こども未来部保育課)
議案第 2 1 4 号	財産の無償譲渡について…………… 4 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 2 1 5 号	財産の無償譲渡について…………… 5 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 2 1 6 号	財産の無償譲渡について…………… 6 (生活環境部地域づくり推進課)
議案第 2 1 7 号	財産の無償譲渡について…………… 7 (健康福祉部地域包括ケア推進課)
議案第 2 1 8 号	財産の無償譲渡について…………… 8 (健康福祉部地域包括ケア推進課)
議案第 2 1 9 号	財産の無償譲渡について…………… 9 (健康福祉部地域包括ケア推進課)
議案第 2 2 0 号	財産の無償貸付けについて…………… 10 (生活環境部地域づくり推進課)

議案第 2 2 1 号	財産の無償貸付けについて……………	1 1
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 2 2 2 号	財産の無償貸付けについて……………	1 2
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 2 2 3 号	財産の無償貸付けについて……………	1 3
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 2 2 4 号	財産の無償貸付けについて……………	1 4
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 2 2 5 号	財産の無償貸付けについて……………	1 5
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 2 2 6 号	財産の無償貸付けについて……………	1 6
	(産業部農林水産課)	
議案第 2 2 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 7
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 2 2 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 8
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 2 2 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	1 9
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 2 3 0 号から議案第 2 9 8 号まで		
	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 0
	(生活環境部地域づくり推進課)	

議案第 2 9 9 号から議案第 3 0 3 号まで		
	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 6
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 3 0 4 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 8
	(健康福祉部社会福祉課)	
議案第 3 0 5 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	2 9
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 3 0 6 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 0
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 3 0 7 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 1
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	
議案第 3 0 8 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 2
	(都市部都市計画課)	
議案第 3 0 9 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 3
	(都市部都市整備課)	
議案第 3 1 0 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 4
	(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)	
議案第 3 1 1 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	3 5
	(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)	
議案第 3 1 2 号	請負契約の変更について……………	3 6
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	

議案第 3 1 3 号	委託契約の変更について……………	3 7
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	
議案第 3 1 4 号	所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行 に伴う関係条例の整理について……………	3 8
	(財務部財政課)	
議案第 3 1 5 号	東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理 条例の制定について……………	4 0
	(産業部農林水産課)	
議案第 3 1 6 号	東広島市事務分掌条例の一部改正について……………	4 5
	(総務部職員課)	
議案第 3 1 7 号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条 例の一部改正について……………	4 7
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 3 1 8 号	東広島市地域センター条例の一部改正について……………	4 8
	(生活環境部地域づくり推進課)	
議案第 3 1 9 号	東広島市福祉センター設置及び管理条例の一部 改正について……………	5 0
	(健康福祉部社会福祉課)	
議案第 3 2 0 号	東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改 正について……………	5 1
	(健康福祉部地域包括ケア推進課)	

議案第 3 2 1 号	東広島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について……………	5 2
	(産業部農林水産課)	
議案第 3 2 2 号	東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について……………	5 4
	(産業部農林水産課)	
議案第 3 2 3 号	東広島市道路占用料徴収条例の一部改正について……………	5 6
	(建設部建設管理課)	
議案第 3 2 4 号	東広島市漁港管理条例の一部改正について……………	6 0
	(建設部建設管理課)	
議案第 3 2 5 号	東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について……………	6 1
	(都市部都市計画課)	
議案第 3 2 6 号	東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部改正について……………	6 3
	(都市部都市整備課)	
議案第 3 2 7 号	東広島市火災予防条例の一部改正について……………	6 5
	(消防局予防課)	
議案第 3 2 8 号	東広島市立学校設置条例の一部改正について……………	6 7
	(教育委員会学校教育部教育総務課)	

議案第 3 2 9 号            東広島市立学校給食センター設置条例の一部改  
正について…………… 6 8  
(教育委員会学校教育部東広島北部学校給食センター)

議案第 3 3 0 号            東広島市使用料条例の一部改正について…………… 7 0  
(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

## 議案第 2 1 2 号

広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島  
県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について

(総務部職員課)

### 1 提案の要旨

世羅三原斎場組合の脱退による広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う広島県市町総合事務組合規約の変更に関し、関係地方公共団体と協議しようとするものである。

### 2 組合規約の変更年月日

令和 3 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 8 6 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（一略）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。一略

第 2 9 0 条 第 2 8 4 条第 2 項、第 2 8 6 条（一略）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



## 議案第 2 1 3 号

### 財産の取得について

(こども未来部保育課)

#### 1 提案の理由

保育所及び認定こども園で使用する午睡用の寝台等を買入れようとするものである。

#### 2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 種類 寝台、寝具及び収納台

(3) 品名及び数量

品 名	数 量
おひるねベッド (A)	5 7 4 台
おひるねベッド収納ワゴン (A)	4 5 台
おひるねベッド用寝具 (A)	7 0 4 枚
おひるねベッド (B)	1, 4 7 7 台
おひるねベッド収納ワゴン (B)	1 0 8 台
おひるねベッド用寝具 (B)	1, 6 0 7 枚
おひるねベッド (C)	7 6 台
おひるねベッド用寝具 (C)	7 6 枚

#### 3 取得価格

2, 6 3 9 万 9, 4 6 6 円

#### 4 相手方

東広島市西条大坪町 8 番 3 2 号

株式会社きんし東広島本店

代表取締役 地 岡 三 利

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければ  
ならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは  
動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し  
くは売払いとする。

議案第 2 1 4 号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

祇園集会所の建物を祇園区町内会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市安芸津町三津 4 2 7 4 番地 2	建物	補強コンクリートブ ロック造り 2 階建て	9 7 . 0 5

3 相手方

東広島市安芸津町三津 4 2 5 3 番地 3

祇園区町内会

会長 高 下 隆 司

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

## 議案第 2 1 5 号

### 財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

#### 1 提案の理由

風早南区集会所の建物を風早南地区自治会に無償で譲渡しようとするものである。

#### 2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市安芸津町風早 3 1 8 3 番地 3	建物	木造平屋建て	1 4 4 . 1 4

#### 3 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 8 3 番地 3

風早南地区自治会

会長 砂 原 正 司

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 1 6 号

財産の無償譲渡について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

風早西集会所の建物を風早西住民会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市安芸津町風早 7 9 1 番地	建物	木造平屋建て	1 2 4 . 9 7

3 相手方

東広島市安芸津町風早 7 9 1 番地

風早西住民会

会長 藤 川 浩 司

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

## 議案第217号

### 財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

#### 1 提案の理由

東側老人集会所の建物を東側区に無償で譲渡しようとするものである。

#### 2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市黒瀬町津江6301番地1	建物	木造平屋建て	138.79

#### 3 相手方

東広島市黒瀬町津江6301番地1

東側区

区長 花 満 哲 也

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 1 8 号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

東谷老人集会所の建物を東谷自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市福富町久芳 3 8 0 番地 8	建物	木造平屋建て	1 0 4 . 2 4

3 相手方

東広島市福富町久芳 1 5 8 3 番地 1

東谷自治会

会長 竹 井 文 昭

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 1 9 号

財産の無償譲渡について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

中河内老人集会所の建物を西条自治会に無償で譲渡しようとするものである。

2 無償で譲渡する財産

所 在	種別	構 造	延べ面積 (㎡)
東広島市河内町中河内 1 0 2 4 番地 2	建物	木造平屋建て	1 0 2 . 4 7

3 相手方

東広島市河内町中河内 9 1 3 番地 2

西条自治会

会長 出 島 義 則

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。



財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

祇園集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市安芸津町三津字西之原 4 2 7 3 番 4	土地	宅地	44.95
東広島市安芸津町三津字西之原 4 2 7 4 番 2	土地	宅地	62.80
計			107.75

3 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市安芸津町三津 4 2 5 3 番地 3

祇園区町内会

会長 高 下 隆 司

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

## 議案第 2 2 1 号

### 財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

#### 1 提案の理由

風早南区集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

#### 2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市安芸津町風早字新開 3 1 8 3 番 3	土地	宅地	4 1 5 . 7 7

#### 3 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

#### 4 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 8 3 番地 3

風早南地区自治会

会長 砂 原 正 司

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 2 2 号

財産の無償貸付けについて

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

風早西集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市安芸津町風早字砂田 7 9 1 番	土地	宅地	4 1 8 . 6 1

3 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市安芸津町風早 7 9 1 番地

風早西住民会

会長 藤 川 浩 司

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

## 議案第 2 2 3 号

### 財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

#### 1 提案の理由

東側老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

#### 2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市黒瀬町津江字流田 6 3 0 1 番 1 の一部	土地	宅地	2 7 0 . 2 0

#### 3 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで

#### 4 相手方

東広島市黒瀬町津江 6 3 0 1 番地 1

東側区

区長 花 満 哲 也

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 2 4 号

財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

東谷老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市福富町久芳字東中山 3 8 0 番 8	土地	山林	4 5 0
東広島市福富町久芳字東中山 3 8 0 番 9	土地	山林	4. 1 5
東広島市福富町久芳字今川 8 8 4 番 3	土地	宅地	1 5 9. 4 7
東広島市福富町久芳字今川 8 8 5 番 3	土地	畑	1 8 4
計			7 9 7. 6 2

3 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市福富町久芳 1 5 8 3 番地 1

東谷自治会

会長 竹 井 文 昭

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

## 議案第 2 2 5 号

### 財産の無償貸付けについて

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

#### 1 提案の理由

中河内老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けようとするものである。

#### 2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市河内町中河内字西条 1 0 2 4 番 2	土地	宅地	1 8 7 . 0 0

#### 3 貸付期間

令和 3 年 2 月 1 日から令和 7 年 7 月 3 1 日まで

#### 4 相手方

東広島市河内町中河内 9 1 3 番地 2

西条自治会

会長 出 島 義 則

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 2 6 号

財産の無償貸付けについて

(産業部農林水産課)

1 提案の理由

東広島流通センター株式会社に無償で貸し付けている土地を引き続き同者に無償で貸し付けようとするものである。

2 無償で貸し付ける財産

所 在	種別	地目	面積 (㎡)
東広島市八本松東二丁目 1 4 4 番 1	土地	宅地	1 万 7 , 3 2 4 . 6 1

3 貸付期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

4 相手方

東広島市八本松東二丁目 2 1 番 1 号

東広島流通センター株式会社

代表取締役 高 垣 廣 徳

(根拠法令)

地方自治法

第 9 6 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 2 2 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市竹仁地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市竹仁地域センター	住民自治協議会 福に富む郷 竹仁 会長 杉原 邦男	東広島市福富町下竹仁 501 番地 11

(2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



公の施設の指定管理者の指定について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市河戸地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市河戸地域センター	草が城の里・河戸自治協議会 会長 向井 康博	東広島市河内町河戸 2 0 8 0 番地 1

(2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 2 2 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 提案の理由

東広島市戸野地域センターの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市戸野地域センター	自治組織 ふれあいの里戸野 会長 平川 智章	東広島市河内町戸野738番地

(2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第230号から議案第298号まで

公の施設の指定管理者の指定について

(生活環境部地域づくり推進課)

提案の要旨

次の表に掲げる地域集会所の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
230	東子集会所	東子自治会 会長 溝垣 哲壮 東広島市西条町田口2848番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
231	金清集会所	金清自治会 会長 橋本 健司 東広島市西条町田口67番地194	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
232	今田集会所	今田地区自治連合会 会長 中井 三友 東広島市西条町郷曾3430番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
233	三升原集会所	三升原集会所管理会 代表者 廣橋 伍幸 東広島市西条町田口3417番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
234	上三永第一会館	上三永1区 区長 道面 明和 東広島市西条町上三永158番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
235	上三永第二会館	上三永2区 区長 石橋 敦 東広島市西条町上三永1331番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
236	上三永第三会館	上三永3区 区長 木本 厚 東広島市西条町上三永1765番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
237	上三永第四会館	上三永4区 区長 植崎 利生 東広島市西条町上三永31番地31	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
238	上三永第五会館	上三永5区 区長 小川 仁士	令和3年4月1日から令和13年3

		東広島市西条町上三永2466番地2	月31日まで
239	上三永峠会館	上三永峠区 区長 中垣内 末成 東広島市西条町上三永3435番地2	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
240	上三永公会堂	上三永公会堂管理委員会 代表者 奥正 弘美 東広島市西条町上三永1713番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
241	下三永集会所	下三永集会所管理会 代表者 骨田 公利 東広島市西条町下三永1035番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
242	本頭会館	本頭区 区長 池溝 康雄 東広島市西条町下三永218番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
243	吉光・大宮会館	吉光・大宮区 区長 山田 龍義 東広島市西条町下三永412番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
244	河田集会所	河田区 区長 松禾 正美 東広島市西条町下三永1224番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
245	池田集会所	池田区 区長 山本 勝司 東広島市西条町下三永3200番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
246	鴨ヶ池集会所	鴨ヶ池団地自治会 会長 渡橋 誠 東広島市西条町吉行181番地29	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
247	吉行集会所	吉行集会所運営委員会 会長 佐藤 正暁 東広島市西条町吉行327番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
248	みずとり集会所	御菌宇3区 区長 藏田 多恵子 東広島市西条町御菌宇2533番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
249	武士集会所	武士区 区長 古屋敷 隆志 東広島市西条町田口31番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
250	中組集会所	飯田中組自治会 会長 木村 茜 東広島市八本松飯田五丁目6番29-13号	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

251	篠集会所	篠自治会 会長 石田 俊彦 東広島市八本松町篠147番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
252	正力集会所	正力南自治会 会長 木村 功 東広島市八本松町正力1688番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
253	正力第二集 会所	正力団地自治会 会長 迫田 輝雄 東広島市八本松町正力44番地305	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
254	米満集会所	米満区自治会 会長 蒲生 啓明 東広島市八本松町米満110番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
255	上組コミュ ニティセン ター	飯田上組区 区長 寺田 公德 東広島市八本松町飯田212番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
256	八本松西集 会所	大山ハイツ自治会 会長 西本 達夫 東広島市八本松西二丁目23番10号	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
257	八本松北集 会所	八本松北自治会 会長 福島 秀秋 東広島市八本松町飯田1543番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
258	宗吉第一集 会所	宗吉第一集会所管理運営委員会 委員長 川原 研照 東広島市八本松西一丁目10番12号	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
259	宗吉第二集 会所	宗吉北区自治会 会長 中嶋 英雄 東広島市八本松町宗吉412番地20	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
260	前長沢集會 所	前長沢自治会 会長 大武 守 東広島市八本松町原1738番地2	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
261	河内田・馬 場台会館	原自治協議会 会長 串山 國男 東広島市八本松町原3561番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
262	原西部集會 所	原西部集会所管理委員会 委員長 佐々木 信行 東広島市八本松町原894番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
263	河内田集會 所	原自治協議会 会長 串山 國男 東広島市八本松町原3561番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで

264	八本松南集会所	八本松南集会所管理運営委員会 委員長 山崎 誠一 東広島市八本松南一丁目5番11-7号	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
265	下組集会所	下組集会所管理運営委員会 委員長 中曾 義孝 東広島市八本松東六丁目13番21号	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
266	元広集会所	元広区 区長 三宅 隆行 東広島市志和町志和東4664番地12	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
267	高屋堀集会所	高屋堀行政区自治会 代表者 木原 省五 東広島市高屋町高屋堀1835番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
268	杵原上集会所	杵原上区 区長 木原 利明 東広島市高屋町杵原231番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
269	杵原中央集会所	杵原中央集会所管理運営委員会 委員長 福本 喜弘 東広島市高屋町杵原2300番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
270	杵原下集会所	杵原下集会所管理運営委員会 委員長 原 慎二 東広島市高屋町杵原1395番地15	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
271	宮領集会所	宮領集会所管理会 代表者 木村 一彦 東広島市高屋町宮領837番地33	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
272	乃美尾会館	乃美尾ふれあい会 会長 室谷 實夫 東広島市黒瀬町乃美尾2131番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
273	兼沢会館	兼沢区 区長 津久江 正美 東広島市黒瀬町兼沢932番地2	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
274	上条会館	上条区 区長 梶田谷 正雄 東広島市黒瀬町津江2179番地	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
275	南方会館	南方会館管理運営委員会 委員長 麻生 豊 東広島市黒瀬町南方1432番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
276	柳国下モ原会館	柳国下モ原自治会 会長 大林 賢二	令和3年4月1日 から令和5年3月

		東広島市黒瀬町宗近柳国433番地2	31日まで
277	大多田会館	大多田区 区長 中野 恕 東広島市黒瀬町大多田842番地	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
278	松崎コミュニティホーム	松崎コミュニティホーム管理運営委員会 委員長 高橋 賢治 東広島市福富町久芳2332番地4	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
279	レイクヒルコミュニティホーム	レイクヒル区 区長 上西 晃雄 東広島市福富町久芳1535番地36	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
280	押政北コミュニティホーム	押政区 区長 在間 賢二 東広島市福富町久芳4831番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
281	押政南コミュニティホーム	末政区 区長 佐々木 栄治 東広島市福富町久芳4445番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
282	後谷集会所	清武西後谷自治会 会長 森住 雅文 東広島市豊栄町清武3366番地1	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
283	別府集会所	第13区 区長 橋本 照雄 東広島市豊栄町別府48番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
284	鉄南コミュニティホーム	鉄南2区 区長 梶田 壽義 東広島市河内町中河内564番地10	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
285	奥条・串ヶ平コミュニティホーム	奥条・串ヶ平コミュニティホーム管理運営委員会 委員長 藤原 孝 東広島市河内町中河内1507番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
286	大矢コミュニティホーム	大矢会館運営管理委員会 代表 有本 英雄 東広島市河内町入野7021番地1	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
287	元兼コミュニティホーム	元兼区 区長 平野 政敏 東広島市河内町入野4203番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
288	柚木コミュニティホーム	柚木集会所管理運営委員会 委員長 金口 逸男 東広島市河内町入野4557番地1	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
289	門・松永コ	門・松永コミュニティホーム運営委	令和3年4月1日

	コミュニティ ホーム	員会 会長 松仁 幸子 東広島市河内町入野3019番地1	から令和13年3 月31日まで
290	妙見ヶ丘コ ミュニティ ホーム	妙見ヶ丘区 区長 金村 篤 東広島市河内町入野736番地8	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
291	グリーンコ ミュニティ ホーム	中山台自治会 会長 小田原 和彦 東広島市入野中山台二丁目6番1号	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
292	河戸天神コ ミュニティ ホーム	天神区 区長 森久 順子 東広島市河内町河戸913番地	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
293	宇山コミュ ニティホー ム	宇山コミュニティホーム運営委員会 会長 澤田 和博 東広島市河内町宇山2175番地	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
294	蚊無集会所	蚊無地区自治会 会長 岡谷 義輝 東広島市安芸津町三津334番地	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
295	地方集会所	三津向組区 区長 大島 正 東広島市安芸津町三津2515番地	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
296	印内集会所	大印内区 区長 茶井 護 東広島市安芸津町三津1526番地	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで
297	横川集会所	横川集会所管理運営委員会 会長 秋光 定雄 東広島市安芸津町三津3383番地 3	令和3年4月1日 から令和5年3月 31日まで
298	赤崎集会所	赤崎集会所運営委員会 委員長 南條 誠 東広島市安芸津町木谷4638番地 2	令和3年4月1日 から令和13年3 月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



議案第299号から議案第303号まで

公の施設の指定管理者の指定について

(生活環境部地域づくり推進課)

提案の要旨

次の表に掲げる多目的広場の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

議案番号	指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるものの名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地	指定期間
299	正力多目的広場	正力コミュニティ振興協議会 会長 重光 秋治 東広島市八本松町正力1382番地2	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
300	西山多目的広場	西山自治会 会長 河野 憲治 東広島市八本松町原10545番地1	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
301	米満多目的広場	米満区自治会 会長 蒲生 啓明 東広島市八本松町米満110番地	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
302	竹仁地区コミュニティ広場	中組自治会 会長 山崎 晴幸 東広島市福富町上竹仁331番地6	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで
303	大芝北コミュニティ広場	大芝集会所運営管理委員会 委員長 古本 和則 東広島市安芸津町風早2516番地2	令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 304 号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部社会福祉課)

1 提案の理由

下見福社会館の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
下見福社会館	社会福祉法人東広島市 社会福祉協議会 理事長 高橋 幸夫	東広島市西条町土与丸 1 108 番地

- (2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 244 条の 2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第305号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

小田老人集会所の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
小田老人集会所	自治組織「共和の郷・おだ」 会長 小早川 正治	東広島市河内町小田2182番地

- (2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

箕老人集会所の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
箕老人集会所	箕老人集会所運営管理委員会 運営管理委員長 増田 豊實	東広島市河内町入野 3 4 4 5 番地

- (2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第307号

公の施設の指定管理者の指定について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 提案の理由

入野中央老人集会所の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
入野中央老人集会所	入野中央老人集会所運営管理委員会 運営管理委員長 大坪佳美	東広島市河内町入野5310番地4

(2) 指定期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

公の施設の指定管理者の指定について

(都市部都市計画課)

1 提案の理由

東広島市白市交流会館の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市白市交流会館	白市景観形成委員会 会長 大多和 孝	東広島市高屋町白市11 32番地3

(2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第309号

公の施設の指定管理者の指定について

(都市部都市整備課)

1 提案の理由

東広島運動公園の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島運動公園	東広島スポーツパーク共同企業体 代表者 株式会社セイカスポーツセンター 代表取締役 玉川 文生 構成員 株式会社クリーン工房 代表取締役 川鍋 大二 株式会社西尾園芸 代表取締役 西尾 壽紀	鹿児島県鹿児島市宇宿二丁目18番27号

- (2) 指定期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(根拠法令)

地方自治法

第244条の2

- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



議案第 3 1 0 号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

志和市民グラウンドの管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
志和市民グラウンド	株式会社陸地コンサルタント 代表取締役 佐々木仁志	東広島市西条大坪町 8 番 2 7 号

(2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

議案第 3 1 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 提案の理由

東広島市河内パークゴルフ場の管理を行う指定管理者の指定をしようとするものである。

2 指定の内容

(1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び指定管理者として指定を受けるもの

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定を受けるもの	
	名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地
東広島市河内パークゴルフ場	こうち交流促進施設運営協議会 理事長 住原 正弘	東広島市河内町小田 4 1 3 2 番地 1

(2) 指定期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

## 議案第 3 1 2 号

### 請負契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

#### 1 変更の理由

令和 2 年 2 月 2 7 日議決第 4 3 号により議決を経た令和元年度小学校増改築事業八本松小学校グラウンド造成工事（六期工事）の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要があるため、請負契約金額を変更しようとするものである。

#### 2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
4 億 5 9 0 万円	4 億 7, 3 0 0 万 9, 9 0 0 円	6, 7 1 0 万 9, 9 0 0 円

#### 3 変更後の請負契約の内容

##### (1) 工事の場所

東広島市八本松町飯田及び八本松町原

##### (2) 契約の相手方

東広島市西条土与丸一丁目 5 番 5 5 号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正 路 隆 弘

##### (3) 工期

令和 2 年 2 月 2 8 日から令和 3 年 8 月 2 4 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第 3 1 3 号

### 委託契約の変更について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

#### 1 変更の理由

令和 2 年 9 月 2 4 日議決第 1 9 3 号により議決を経た東広島市立小中学校情報ネットワーク環境施設整備業務の委託契約について、業務の内容の一部を変更する必要が生じたため、委託契約金額を変更しようとするものである。

#### 2 変更の内容

原契約金額	変更契約金額	増加額
4 億 3, 4 5 0 万円	4 億 4, 1 9 8 万円	7 4 8 万円

#### 3 変更後の委託契約の内容

##### (1) 履行の場所

東広島市役所並びに東広島市立の小中学校及び中学校

##### (2) 契約の相手方

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J P タワー  
ネットワンシステムズ株式会社

代表取締役 荒 井 透

##### (3) 履行期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 3 年 3 月 2 4 日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負とする。

## 議案第 3 1 4 号

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係条例の整理  
について

(財務部財政課)

### 1 提案の要旨

所得税法等の一部を改正する法律の施行に合わせて、次の関係条例における延滞金の割合の特例に関する規定について、用語の整理を行おうとするものである。

- (1) 東広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例
- (2) 東広島市道路占用料徴収条例
- (3) 東広島市公共下水道事業受益者負担金等に関する条例
- (4) 東広島市安芸津港海岸保全区域占用料徴収条例
- (5) 東広島市債権管理条例

### 2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和 3 年 1 月 1 日

- (2) 経過措置

施行日以後の期間に対応する延滞金について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

### 第 2 3 1 条の 3

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。

## 道路法

### 第73条

- 2 前項の場合においては、道路管理者は、条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。ただし、手数料の額は督促状の送付に要する費用を勘案して定め、延滞金は年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額を超えない範囲内で定めなければならない。

## 海岸法

### 第35条

- 2 前項の場合においては、海岸管理者は、主務省令で定めるところにより延滞金を徴収することができる。ただし、延滞金は、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

## 都市計画法

### 第75条

- 4 前項の場合においては、国等は、政令（都道府県又は市町村にあつては、条例）で定めるところにより、年14.5パーセントの割合を乗じて計算した額をこえない範囲内の延滞金を徴収することができる。

東広島市道の駅西条のん太の酒蔵設置及び管理条例の制定について

(産業部農林水産課)

1 制定の理由

道路の利用者に対し良好な休憩場所を提供するとともに、地元の農林水産物その他の生産品の販売及び地域情報等の発信を行うことにより、地域間の多様な交流を促進し、及び地域の活性化に寄与することを目的として、東広島市道の駅西条のん太の酒蔵（以下「道の駅」という。）を設置し、その管理運営に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 位置（第 2 条関係）

道の駅の位置は、東広島市西条町寺家 1 0 0 2 0 番地 4 3 とする。

(2) 道の駅に置く施設（第 3 条関係）

ア 地域連携施設

イ 駐車場

ウ その他附帯施設

(3) 指定管理者による管理（第 5 条関係）

市長は、道の駅の管理を法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとし、その業務の範囲は、次のとおりとする。

ア 道路の利用者に対する休憩場所の提供に関する事。

イ 地元の農林水産物（その加工品を含む。）その他の生産品、飲食物その他の物品の販売に関する事。

ウ 地域情報、観光情報、道路情報等の発信に関する事。

エ 地域資源を活用した人の来訪の促進、市民の交流の場の創出その他地域間の多様な交流の促進に関する事。

オ 災害が発生した際における当該災害により被害を受けた者、災害の影響に

より避難した者等の支援に関すること。

カ アからオまでに掲げるもののほか、道の駅の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

キ 道の駅及びその附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関すること。

ク 施設等の維持及び修繕に関すること。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

#### (4) 利用時間及び開館日（第6条関係）

ア 道の駅の利用時間は、次の表のとおりとし、開館日は、1月1日から12月31日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

区 分	利用時間
地域連携施設	午前9時から午後9時まで
駐車場	午前零時から午後12時まで
その他附帯施設	

イ アにかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、道の駅の利用時間を変更し、又は道の駅の全部若しくは一部を臨時に休館することができる。

#### (5) 利用の許可（第7条関係）

施設等の利用のうち(7)の表に掲げるものをしようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

#### (6) 許可の基準（第8条関係）

指定管理者は、施設等の利用のうち(7)の表に掲げるものに係る許可の申請が次のいずれかに該当するときは、その利用を許可しない。

ア 当該申請に係る利用が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

イ 当該申請に係る利用により施設等が損傷し、汚損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

ウ 施設等の利用が集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。



エ 施設等の管理運営上支障があると認めるとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、申請者に施設等を利用させることが適当でない事由があると認めるとき。

(7) 利用料金（第9条、別表関係）

利用料金の額は、次の表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定め、利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。

ア 物品の販売又は飲食物の提供及びシャワー施設の利用

区 分	利用料金
物品の販売又は飲食物の提供	販売金額の30パーセントに相当する額
シャワー施設の利用	1人につき10分までごとに 200円

イ 多目的展示室及び屋根付き広場の利用

施設の名称及び区分		単 位	利用料金
多目的 展示室	物品の販売、宣伝その他これらに類する利用の場合	1時間までごとに	1,800円
	その他の利用の場合	1時間までごとに	1,200円
屋根付 き広場	物品の販売、宣伝その他これらに類する利用の場合	10平方メートル 1時間につき	150円
	その他の利用の場合	10平方メートル 1時間につき	100円

(8) 利用料金の減免（第10条関係）

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は利用料金の納付を免除することができる。

(9) 許可の取消し等（第14条関係）

指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、道の駅の利用の許可の条件を変更し、当該許可に係る行為の停止を命じ、若しくは制限をし、又は当該許可を取り消すことができる。

ア 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則若しくは命令に違反したとき。

イ 利用者が許可の条件に違反したとき。

ウ 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

エ (6)アからオまでに掲げる事態が生じ、又は判明したとき。

オ アからエまでに掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認める

とき。

(10) 行為の禁止（第16条関係）

何人も、道の駅においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、ア、イ、エ、オ又はキに該当する行為であつて、市長の許可を受けたものについては、この限りでない。

ア 所定の場所以外の場所で飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

イ 立入りを禁じられた区域に立ち入ること。

ウ 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をすること。

エ 指定された場所以外の場所に自動車その他の車両を乗り入れ、又は留め置くこと。

オ 施設等をその用途以外の用途に使用すること。

カ 暴走行為をすることを目的として自動車又は原動機付自転車を準備して集合すること。

キ アからカまでに掲げるもののほか、道の駅の管理運営上支障があると認められる行為をすること。

(11) 入場の制限（第17条関係）

指定管理者は、次のいずれかに該当する者に対し、道の駅への入場を拒み、又は道の駅からの退去を命ずることができる。

ア 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になると認められる物を携帯する者

イ 施設等を損傷し、汚損し、若しくは滅失し、又はこれらの行為をするおそれがあると認める者

ウ ア及びイに掲げるもののほか、道の駅の管理運営上支障があると認める者

(12) 指定管理者の指定の取消し等に伴う使用料の徴収等（第19条関係）

市長は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合等で、市長が臨時に道の駅の管理運営を行うときに限り、その間、施設等の利用のうち(7)の表に掲げるものについては、同表の規定により算定した額を使用料として徴収する。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年3月31日までの間において規則で定める日

## (2) 経過措置

指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

## 議案第316号

### 東広島市事務分掌条例の一部改正について

(総務部職員課)

#### 1 改正の理由

社会情勢の変化及び新たな政策課題に対応することを目的として、効果的かつ効率的な事務事業の執行に資する組織体制を整備しようとするものである。

#### 2 改正の内容

(1) 部の組織を次のとおり改める。(第1条関係)

現 行	改 正
総務部	総務部
政策企画部	
財務部	財務部
	地域振興部
生活環境部	生活環境部
健康福祉部	健康福祉部
こども未来部	こども未来部
産業部	産業部
建設部	建設部
都市部	都市部
下水道部	下水道部

(2) 部の組織の改正に合わせて、部の分掌事務を次のとおり改める。(第2条関係)

ア 政策企画部の分掌事務のうち次に掲げる事務を総務部に移管し、分掌させる。

- (ア) 市行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事項
- (イ) 広域行政に関する事項
- (ウ) 重要な施策の推進に関する事項
- (エ) 行政の情報化に関する事項
- (オ) 電子計算組織の運営に関する事項
- (カ) 統計調査及び広報に関する事項

イ 政策企画部の分掌事務のうち国際交流に関する事務を生活環境部に移管し、分掌させる。

ウ 新たに設置する地域振興部に、次に掲げる事務を分掌させる。

(ア) 地域の振興に関する事項

(イ) 交通政策に関する事項

(ウ) 市民協働に関する事項

エ 建設部の分掌事務のうち住宅に関する事務を都市部に移管し、分掌させる。

(3) 課等の設置に関する規定を削除する。(第3条関係)

### 3 施行期日

令和3年4月1日

(根拠法令)

地方自治法

第158条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができる。この場合において、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務については、条例で定めるものとする。

議案第 3 1 7 号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正について

(生活環境部地域づくり推進課)

1 改正の要旨

次の表に掲げる地域集会所を無償で譲渡することに伴い、当該地域集会所を廃止しようとするものである。

祇園集会所
風早南区集会所
風早西集会所

2 施行期日

令和 3 年 2 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

# 議案第 3 1 8 号

## 東広島市地域センター条例の一部改正について

(生活環境部地域づくり推進課)

### 1 改正の理由

東広島市河戸地域センターの移転及び東広島市宇山地域センターのホールの新築に伴い、これらの施設の使用料の額及び利用料金の限度額を定めようとするものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 東広島市河戸地域センター

ア 東広島市河戸地域センターの移転に伴い、その位置を次のとおり変更する。(別表第 1 関係)

現 行	改 正
東広島市河内町河戸 2 0 8 0 番地 1	東広島市河内町河戸 8 0 2 番地 1

イ 施設の使用料の額(利用料金を徴収する場合は、その限度額。以下同じ。)を次のとおり定め、和室の区分を廃止する。(別表第 2 関係)

区 分	1 時間までごとの額	
	3 時間までの部分	3 時間を超える部分
ホール	1, 1 3 0 円	6 3 0 円
研修室	8 8 0 円	6 3 0 円
調理実習室	4 1 0 円	3 9 0 円

#### (2) 東広島市宇山地域センター

ホールの新築に伴い、その使用料の額を次のとおり定め、大ホール(体育館)及び和室 2 の区分を廃止する。(第 1 3 条、別表第 2 関係)

区分	1 時間までごとの額	
	3 時間までの部分	3 時間を超える部分
ホール	1, 1 3 0 円	6 3 0 円

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日等

#### (2) 経過措置

令和3年4月1日以後の地域センターの使用に係る使用料又は利用料金について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。



議案第 3 1 9 号

東広島市福祉センター設置及び管理条例の一部改正について

(健康福祉部社会福祉課)

1 改正の要旨

河内社会福社会館を廃止しようとするものである。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 3 2 0 号

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

(健康福祉部地域包括ケア推進課)

1 改正の要旨

次の表に掲げる東広島市老人集会所を無償で譲渡することに伴い、当該東広島市老人集会所を廃止しようとするものである。

東側老人集会所
東谷老人集会所
中河内老人集会所

2 施行期日

令和 3 年 2 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

東広島市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

(産業部農林水産課)

1 改正の理由

土地改良法の一部改正により、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地についてその所有者等からの申請によらずに都道府県が施行することができる土地改良事業（以下「機構関連事業」という。）の制度が創設されたことに伴い、当該施行に係る土地が目的外用途に供された場合等における特別徴収金の徴収について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 題名を次のように改める。

現 行	改 正
東広島市県営土地改良事業分担金徴収条例	東広島市県営土地改良事業分担金等徴収条例

(2) 機構関連事業の施行に係る地域内にある土地につき、当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があった日から、当該機構関連事業に係る工事の完了の公告の日（その公告において工事の完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間に、当該土地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者等が当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、当該土地を自ら目的外用途に供した場合等に該当するに至ったときは、その者から、特別徴収金を徴収する。（第6条関係）

(3) (2)の特別徴収金の額は、アに掲げる額からイに掲げる額を差し引いて得た額とする。（第6条関係）

ア 当該機構関連事業に要する費用の額に、特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を基準として、当該機構関連事業によって当該土地が受ける利益の程度を勘案して

市長が定める割合（以下「徴収割合」という。）を乗じて得た額  
イ 当該機構関連事業につき市が負担する負担金の額に徴収割合を乗じて得た額

3 施行期日

令和3年1月1日

（根拠法令）

土地改良法

第91条の2 都道府県又は市町村は、政令の定めるところにより、条例で、都道府県営土地改良事業（一略）の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者が、当該土地を当該都道府県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途（以下この項において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（一略）には、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。

議案第 3 2 2 号

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例の一部改正について

(産業部農林水産課)

1 改正の理由

東広島市地域公園の占用に係る使用料の額の改定に合わせて、東広島市道の駅湖畔の里福富（以下「道の駅」という。）の占用に係る使用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

道の駅を占用する場合の使用料の額を次のとおり改定する。（別表第 2 関係）

種 別	区 分		単 位	使 用 料	
				現 行	改 正
電柱その他これに類するもの	鉄筋コンクリート柱、木柱及び支線柱		1 本 1 年につき	5 4 0 円	6 5 0 円
	その他	上空	1 基 1 年につき	5 0 0 円	7 6 0 円
		地上	1 平方メートル 1 年につき	6 3 0 円	7 6 0 円
		地下	1 平方メートル 1 年につき	1 9 0 円	2 3 0 円
共架電線その他上空に設ける線類			1 メートル 1 年につき	3 円	4 円
アーチ及び標識類	その他の標識		1 本 1 年につき	5 0 0 円	6 1 0 円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの			1 メートル 1 年につき	1 9 0 円	2 3 0 円
公衆電話所			1 個 1 年につき	6 3 0 円	7 6 0 円
郵便差出箱			1 個 1 年につき	2 7 0 円	3 2 0 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

施行日以後に許可を受ける道の駅の占用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第323号

東広島市道路占用料徴収条例の一部改正について

(建設部建設管理課)

1 改正の理由

道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

次の占用物件に係る道路占用料の額を改定する。(別表関係)

占 用 物 件		単 位	道 路 占 用 料	
			現 行	改 正
道路法（以下「法」という。）第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	350円	420円
	第2種電柱		540円	650円
	第3種電柱		730円	880円
	第1種電話柱		320円	380円
	第2種電話柱		500円	610円
	第3種電話柱		690円	830円
	その他の柱類		32円	38円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	3円	4円
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	310円	370円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートル1年につき	190円	230円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個1年につき	630円	760円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		270円	320円
	その他のもの	占用面積1平方メートル1年につき	630円	760円

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	13円	16円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19円	23円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28円	34円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38円	45円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57円	68円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76円	91円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130円	160円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		190円	230円
	外径が1メートル以上のもの		380円	450円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートル1年につき	630円	760円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	その他のもの	1本1年につき	630円	760円
道路法施行令（以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	標識	1本1年につき	500円	610円
政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートル1年につき	630円	760円
政令第7条第3号に掲げる施設			地価に0.034を乗じて得た額	地価に0.033を乗じて得た額



政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		63円	76円
政令第7条第8号に掲げる施設	上空に設けるもの	地価に0.024を乗じて得た額	地価に0.023を乗じて得た額
	その他のもの	地価に0.034を乗じて得た額	地価に0.033を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	その他のもの	地価に0.014を乗じて得た額	地価に0.013を乗じて得た額
政令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	地価に0.024を乗じて得た額	地価に0.023を乗じて得た額
	その他のもの	地価に0.014を乗じて得た額	地価に0.013を乗じて得た額
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	上空に設けるもの	地価に0.024を乗じて得た額	地価に0.023を乗じて得た額
	その他のもの	地価に0.034を乗じて得た額	地価に0.033を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具		地価に0.034を乗じて得た額	地価に0.033を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	上空に設けるもの	地価に0.024を乗じて得た額	地価に0.023を乗じて得た額
	その他のもの	地価に0.034を乗じて得た額	地価に0.033を乗じて得た額

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和3年4月1日

#### (2) 経過措置

施行日以後に占用の許可を受け、又は占用の同意を得る占用物件に係る占用料について適用する。

(根拠法令)

道路法

第39条 道路管理者は、道路の占有につき占有料を徴収することができる。一略

—

2 前項の規定による占有料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（一略）で定める。一略—

議案第 3 2 4 号

東広島市漁港管理条例の一部改正について

(建設部建設管理課)

1 改正の要旨

漁港の有効活用を推進することを目的として、管理漁港施設の占用の許可の期間の上限を次のとおり伸長しようとするものである。

現 行	改正
1 月 (工作物の設置を目的とする占用にあつては、3 年)	1 0 年

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

漁港漁場整備法

第 2 6 条 漁港管理者は、漁港管理規程を定め、これに従い、適正に、漁港の維持、保全及び運営その他漁港の維持管理をする責めに任ずるほか、漁港の発展のために必要な調査研究及び統計資料の作成を行うものとする。

## 議案第 3 2 5 号

### 東広島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部 改正について

(都市部都市計画課)

#### 1 改正の理由

東広島都市計画乃美尾門前地区地区計画の区域内における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的として、新たにその地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限（以下「建築制限」という。）を定めようとするものである。

#### 2 改正の内容

(1) 次の地区及び区域における建築制限を定める。（別表第 1 関係）

地 区	区 域
乃美尾門前地区	都市計画法第 2 0 条第 1 項の規定により告示された東広島都市計画乃美尾門前地区地区計画において地区整備計画が定められた区域

(2) 建築制限の内容（別表第 2 関係）

建築制限の事項	建築制限の内容
建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場（統計法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類大分類の製造業（建築基準法別表第 2（る）項第 1 号(1)から(10)まで及び(13)から(23)までに掲げる事業を除く。）に係るものに限る。） (2) 研究施設（前号に規定する工場に係るものに限る。） (3) 物流施設（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第 2 条第 1 号に規定する流通業務の用に供する建築物に限る。） (4) 当該地区計画の区域内に立地する事業施設の従事者のための共同住宅又は寄宿舍 (5) 前各号の建築物に附属するもの
容積率の最高限	1 0 分の 2 0 とする。

度	
建蔽率の最高限度	10分の6とする。
建築物の敷地面積の最低限度	500平方メートルとする。
建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの水平距離は、3メートル以上とする。

3 施行期日  
公布の日

(根拠法令)

建築基準法

第68条の2 市町村は、地区計画等の区域（地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画（一略一）が定められている区域に限る。）内において、建築物の敷地、構造、建築設備又は用途に関する事項で当該地区計画等の内容として定められたものを、条例で、これらに関する制限として定めることができる。

議案第326号

東広島市都市公園条例及び東広島市地域公園設置及び管理条例の一部  
改正について

(都市部都市整備課)

1 改正の理由

本市における道路占用料の額の改定に合わせて、都市公園及び東広島市地域公園（以下これらを「公園」という。）の占用に係る使用料の額を改定しようとするものである。

2 改正の内容

公園を占用する場合の使用料の額を次のとおり改定する。（第1条、第2条関係）

種 別	区 分	単 位	使 用 料		
			現 行	改 正	
電柱その他これに類するもの	鉄筋コンクリート柱、木柱及び支線柱	1本 1年につき	540円	650円	
		その他	上空 1基 1年につき	500円	760円
			地上 1平方メートル 1年につき	630円	760円
			地下 1平方メートル 1年につき	190円	230円
共架電線その他上空に設ける線類		1メートル 1年につき	3円	4円	
アーチ及び標識類	その他の標識	1本 1年につき	500円	610円	
ガス管、水道管、下水道管その他これらに類するもの		1メートル 1年につき	190円	230円	
公衆電話所		1個 1年につき	630円	760円	
郵便差出箱		1個 1年につき	270円	320円	

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和3年4月1日

#### (2) 経過措置

施行日以後に許可を受ける公園の占用に係る使用料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

東広島市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防課)

1 改正の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、その使用に際し火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準等について必要な事項を定めようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 電気自動車等に搭載される電池の容量が増大していることを踏まえ、条例の規定の適用を受ける急速充電設備の全出力の上限を次のとおり変更する。(第 20 条の 2 関係)

現 行	改 正
全出力 5 0 キロワット	全出力 2 0 0 キロワット

- (2) (1) の変更に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準として、次の事項を追加する。(第 20 条の 2 関係)

ア 全出力が 5 0 キロワット以下のもの及び延焼を防止するための措置として消防長が認めるものが講じられているものを除き、屋外に設ける場合にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

イ 充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該部分が十分な強度を有するものであるときは、この限りでない。

ウ 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、次のいずれにも該当するものであること。

(ア) 冷却液が漏れた場合に、その漏れた冷却液が内部基板等の機器に影響を



与えない構造とすること。

(イ) 冷却液の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

エ 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

オ 蓄電池を内蔵しているものにあつては、その温度及び制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(3) 設置の届出を要する火気設備等に、全出力が50キロワットを超える急速充電設備を追加する。(第79条関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和3年4月1日

#### (2) 経過措置

この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備については、なお従前の例による。

(根拠法令)

消防法

第9条 かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理、こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いその他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例でこれを定める。

議案第 3 2 8 号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部教育総務課)

1 改正の要旨

児童数の減少により小学校の統合を行うことに伴い、東広島市立竹仁小学校及び東広島市立久芳小学校を廃止し、東広島市立福富小学校を新たに設置しようとするものである。

2 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(根拠法令)

地方自治法

第 2 4 4 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

## 議案第 3 2 9 号

### 東広島市立学校給食センター設置条例の一部改正について

(教育委員会学校教育部東広島北部学校給食センター)

#### 1 改正の理由

令和 3 年度から学校給食に要する経費の徴収及び食材の調達に係る支出を市の歳入歳出予算で取り扱うことに伴い、学校給食の会計に関する事項等を所掌する学校給食センター運営委員会の組織を見直すとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 学校給食センター運営委員会の廃止（第 4 条関係）

給食センターごとに設置している学校給食センター運営委員会を廃止する。

##### (2) 東広島市学校給食センター運営委員会の設置（第 4 条関係）

ア 給食センターの運営に関する事項について審議するとともに、当該審議に必要な調査研究を行う附属機関として、教育委員会に東広島市学校給食センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

イ 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

ウ 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(ア) 小学校等の校長及び園長

(イ) 小学校等の保護者

(ウ) 小学校等の学校医

(エ) 本市の区域を管轄する保健所の職員

(オ) 学識経験を有する者

(カ) (ア) から (オ) までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

エ 委員の任期は、委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

#### 3 施行期日等

##### (1) 施行期日

令和3年4月1日

(2) 経過措置

ア 委員の委嘱又は任命のための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

イ 施行日の前日において学校給食センター運営委員会の委員である者の任期は、同日に満了する。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

議案第 330 号

東広島市使用料条例の一部改正について

(教育委員会生涯学習部スポーツ振興課)

1 改正の理由

学校施設及び学校における照明施設の使用料の徴収の時期に関する特例を定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

学校施設又は学校における照明施設を使用する者がその使用料を口座振替の方法により納付する場合は、当該使用料をその使用後に徴収することができる。(第4条関係)

3 施行期日

令和3年4月1日等

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－